

山梨県公報

第七十四号

令和二年

二月二十日

木曜日

目次

告示

- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を……五二
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を……五三
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率に関する告示……五四
- 救急病院等の認定……………五五
- 道路の区域変更(二件)……………五五
- 道路の供用開始(二件)……………五六
- 公共測量の終了……………五六
- 甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………五六

告示

山梨県告示第四十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を変更する告示を次のように定める。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を変更する告示

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年山梨県告示第二百二十八号(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成三十年告示」という。)

三、九三〇円	三、九四〇円
--------	--------

平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十九年山梨県告示第五百二十二号(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十九年告示」という。)

三、九三〇円	三、九五〇円
--------	--------

平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十八年山梨県告示第百八十五号(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十八年告示」という。)

三、九三〇円	三、九五〇円
--------	--------

平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた

三、九三〇円	三、九五〇円
--------	--------

<p>休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十七年山梨県告示第二百三号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十七年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成二十六年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十五年山梨県告示第百八十八号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十六年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>
<p>平成二十五年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十四</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>
<p>年山梨県告示第百四十七号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十四年告示」という。）</p>	<p>三、九四〇円</p>	<p>三、九六〇円</p>
<p>平成二十三年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十二年山梨県告示第百七十一号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十三年告示」という。）</p>	<p>四、〇三〇円</p>	<p>四、〇五〇円</p>
<p>平成二十二年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十一年山梨県告示第百四十号（山梨県議会の議員</p>	<p>四、〇六〇円</p>	<p>四、〇八〇円</p>

その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十一年告示」という。）

平成二十一年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十年山梨県告示第九十八号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成二十年告示」という。）

平成二十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成十九年山梨県告示第六十五号（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示。以下「平成十九年告示」という。）

平成十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成十八年山梨県告示第二百五十号（山梨県議会の議員そ

四、〇九〇円
四、一一〇円

四、一〇〇円
四、一二〇円

四、〇七〇円
四、〇九〇円

その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

山梨県告示第四十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額（平成十六年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円

四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一元	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第五十号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率を次のように定める。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率に関する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率を次のように定める。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号の知事が定める率は、同号イにあつては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・一一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

山梨県告示第五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院等の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番三十五号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
医療法人武川会武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地
韮崎市国民健康保険韮崎市立病院	韮崎市本町三丁目五番三号
公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地
医療法人桃花会一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地
公益財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番百六十七
今井整形外科医院	甲府市上阿原町千百五十一番地

医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

二 認定期限 令和五年一月三十一日

山梨県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 線名 甲府韮崎線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
甲府市丸の内二丁目一四七番地先から甲府市丸の内二丁目二番一〇地先まで	八・六〇 一〇・〇	一〇・七〇 一四・四		五七・七 五七・七

山梨県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 線名 韮崎南アルプス中央線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市小笠原字枇杷一八四一番地 先から 南アルプス市小笠原字枇杷一八三二番一 地 先まで	一六・四 二〇・五	一六・四 一六・四	八・二

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市西原字宮原五五一一番四地先から 上野原市西原字宮原五五九一番四地先まで	五・五 一二・五	五・九 一四・五	四八・二

山梨県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安戸倉字梅ズ 口三四五番一地从先から 南アルプス市芦安戸倉字家前 三九〇番一地从先まで	九九・四	令和二年二 月二十五日

山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和二年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	曙川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口 一三三三番一地从先まで	八二・五	令和二年二 月二十日

公 告

● 公共測量の終了
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡早川町及び身延町の一部
- 三 測量の期間 令和元年六月二十四日から令和二年一月三十一日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六

十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・一―号 田富町敷島線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

1 収用の部分 平成二十五年関東地方整備局告示第四百十号の事業地のうち甲斐市西八幡字法院村前及び字宮ノ西並びに篠原字元山宮司地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 平成二十五年関東地方整備局告示第四百十号の事業地に甲斐市西八幡字法院村前及び篠原字山宮司を加える。

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・三―号 新環状・緑が丘アクセス線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番